

成年後見制度についてのお問い合わせ先

成年後見制度に関する
ご相談窓口

かさおか権利擁護センター

〒714 - 0098 笠岡市十一番町 15 番地 (笠岡市老人福祉センター内)

☎ 0865 - 62 - 5590

かさおか権利擁護センター

検索

※成年後見制度に関する専門機関です。相談から申立てに至るまでサポートします。

各市町の地域包括支援センター及び障害福祉窓口

- 高齢者の方 笠岡市地域包括支援センター ☎ 0865 - 62 - 6662
里庄町地域包括支援センター ☎ 0865 - 64 - 7232
- 障害者の方 井笠圏域障害者相談支援センター ☎ 0865 - 63 - 7295

岡山家庭裁判所 倉敷支部

〒710 - 8558 倉敷市幸町3 - 33 ☎086 - 422 - 1393

岡山家庭裁判所 笠岡出張所

〒714 - 0081 笠岡市笠岡1732 ☎0865 - 62 - 2234

※笠岡出張所では受付のみとなります。その後の手続きは倉敷支部で進められます。

岡山家庭裁判所 玉島出張所

〒713 - 8102 倉敷市玉島1 - 2 - 43 ☎086 - 522 - 3074

裁判所ウェブサイト

裁判所

検索

<http://www.courts.go.jp/>

家事手続情報サービス

 0570 - 031840

後見開始 (案内) 5401 / (申立書・記入例) 7401
保佐開始 (案内) 5402 / (申立書・記入例) 7402
補助開始 (案内) 5403 / (申立書・記入例) 7403
任意後見監督人選任 (案内) 5404 / (申立書・記入例) 7404

笠岡公証役場

〒714 - 0081 笠岡市笠岡507 - 74 戸田ビル (眼鏡市場笠岡店) 2階

☎ 0865 - 62 - 5409

日本公証人連合会ウェブサイト

日本公証人連合会

検索

<http://www.koshonin.gr.jp/>

法定後見制度の申立て

笠岡市にお住まいの方

里庄町にお住まいの方

手続き案内
必要書類の入手

任意後見契約の
手続き・お問合せ

成年後見制度



あなたらしく
生きるために

CONTENTS

■ 成年後見制度とは？	1
■ 法定後見制度	2
①後見	3
②保佐	4
③補助	5
■ 任意後見制度	6
■ 成年後見制度Q & A	6



成年後見制度とは？

たとえば・・・こんなことで困っていませんか？

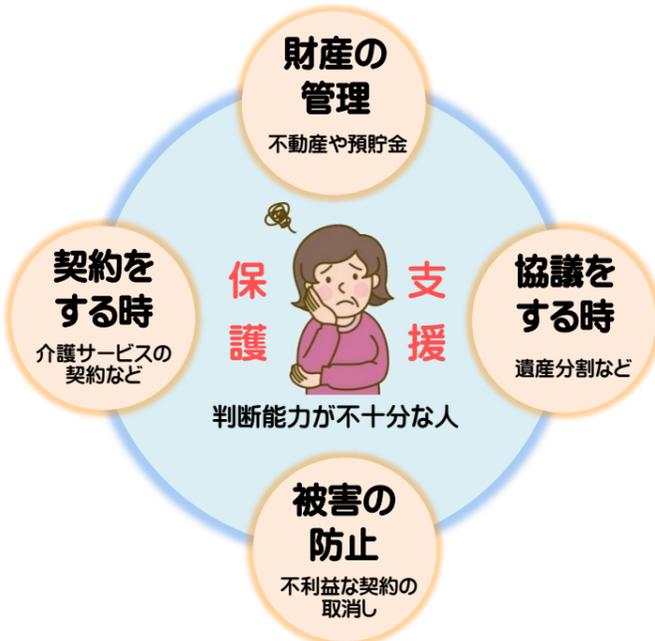
預貯金の管理や生活費のやりくりがうまくできなくなりました。

訪問販売で契約内容がよくわからないまま高額な商品を買ってしまった。

自分たちも高齢になったし・・・知的障がいを持つ子供の親亡き後が心配。

認知症の夫に代わって、不動産の整理をして医療や介護費用に充てたい。

認知症や知的障がい、精神障がいなどの理由で判断能力が低下してしまうと、預貯金や不動産の管理が適切にできなくなったり、自分に不利益な契約であってもよく判断できずに契約を結んでしまい悪徳商法の被害に遭ったりする可能性が高まります。また、身の回りの世話のために介護サービスや施設入所に関する契約もできなくなったりと、本人の様々な権利が侵害される恐れがあります。このような判断能力の不十分な方々を法的に保護し、自分らしく生きていくことができるように支援するのが成年後見制度です。



成年後見制度

法定後見制度

任意後見制度

後見

保佐

補助

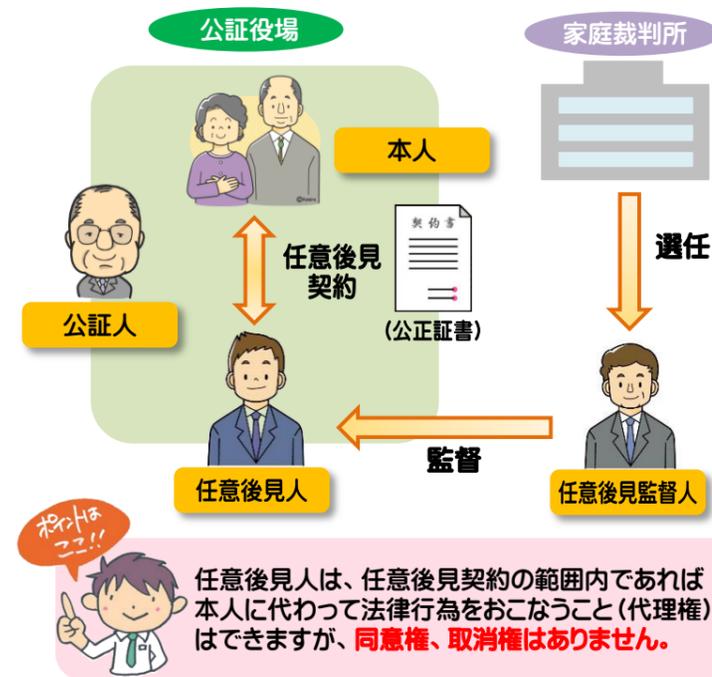
成年後見制度は、判断能力がすでに不十分な方が利用する「法定後見制度」と、将来、判断能力が低下した時に備えて、元気なうちに公正証書で任意後見契約を締結しておく「任意後見制度」の2つに分けられます。また、法定後見制度は本人の判断能力の程度に応じて、さらに「後見」「保佐」「補助」の3つの類型に分けられています。



任意後見制度

任意後見制度の概要

任意後見制度とは、将来、判断能力が不十分になったときに備えて、「援助してくれる人（任意後見人）」や「どんなことを援助してもらうか」などを自分で決めて、公証人が作成する公正証書で契約（任意後見契約）を結んでおく制度です。本人の判断能力が不十分になったら、家庭裁判所に任意後見監督人と呼ばれる任意後見人を監督する人を選任してもらうことで、その契約の効力が発生します。



任意後見契約公正証書を作るための必要書類と費用

必要書類等	書類等取得・購入窓口	料金
本人の印鑑登録証明書	住所地の役所	¥300
本人の戸籍謄本(全部事項証明書)	本籍地の役所	¥450
本人の住民票	住所地の役所	¥300 (各市町によって異なります)
任意後見人となる人の印鑑登録証明書	住所地の役所	¥300
任意後見人となる人の住民票	住所地の役所	¥300 (各市町によって異なります)
公正証書作成の基本手数料		¥11,000
登記嘱託手数料		¥1,400
法務局に収める収入印紙		¥2,600
書留郵便料		¥540
正本謄本の作成手数料		¥250×枚数
合計	下限概算	¥17,140

成年後見制度



QUESTION 1 成年後見制度を利用すると、本人にデメリットがありますか？

本人は以下の資格制限等を受けることになります。

	後見	保佐	補助	任意後見
選挙権・被選挙権	○	○	○	○
会社役員等の地位	喪失	喪失	○	○
医師等の国家資格	取消し	取消し	○	○
印鑑登録	抹消	○	○	○

QUESTION 2 成年後見人等の任期はいつまでですか？

本人が病気などから回復し判断能力を取り戻したり、亡くなるまで成年後見人等として責任を負うこととなります。申立てのきっかけとなった当初の目的を果たしたら終わりというわけではありません。

QUESTION 3 任意後見契約を結んでも法定後見制度を利用することができますか？

自分の意思で契約をした任意後見制度の方が法定後見制度よりも優先されますので、原則として法定後見制度は利用できません。ただし、家庭裁判所の判断により利用が認められる場合もあります。

QUESTION 4 どんな人が成年後見人等になれるのですか？

民法847条 ①未成年者、②家庭裁判所で免ぜられた法定代理人、保佐人、補助人、③破産者、④被後見人等に対して訴訟をした者、その配偶者、直系血族、⑤行方不明の者)の欠格事由に該当していなければ、誰でも成年後見人等になることができます。また、法人がなることもできます。ただし、法定後見制度では誰に成年後見人等になってもらうかを家庭裁判所が決定します。





法定後見制度 ③補助

対象となる人

判断能力が不十分な人

(民法15条:精神上の障害により事理を弁識する能力が不十分である者)

補助人の権限

申立ての範囲内で家庭裁判所が認める・・・
●民法13条1項に定める行為について同意したり取消したりすること
●法律行為を代理でおこなうこと
(ただし、日用品の購入など日常生活に関することは取消したりできません)

補助 開始事例

①本人の状況:軽度の知的障がい ②申立人:母親 ③補助人:社会福祉士B氏



【概要】

軽度の知的障がいを持つ本人は、養護学校卒業後、母親と二人で暮らしながら地域の小規模作業所に通っていました。収入は、年金と作業所の賃金を合せて月8万円程度です。親元で生活していますので、生活費としては十分な金額ですが、本人は金銭を管理することが苦手で、入ったお金はすぐに使ってしまう、足りなくなったらサラ金から借りることもあります。困った母親は、作業所の相談員に相談し、補助の申立てをすることにしました。

補助開始の審判申立ては母親がおこないましたが、母親も高齢であり補助人として職務をおこなっていくことに自信がないため、家庭裁判所より社会福祉士B氏が補助人に選任されました。なお、今後も本人がサラ金で多額の借金をしてしまう可能性が高いため、あわせて借金をすることに同意権付与の審判申立てもおこないました。補助人である社会福祉士B氏は、本人の生活に配慮しながら、お金の使い方などを指導したり、補助人の同意を得ないで本人が借金をした場合には、その契約を取消したりしながら、本人の生活を支えています。

補助開始の審判申立ての費用

※補助類型の場合は、開始の審判申立てに本人の同意が必要です。

必要書類等	書類等取得・購入窓口	料金
補助開始申立書一式	家庭裁判所 かさおか権利擁護センター	¥0
診断書	かかりつけの医療機関 (医療機関によって異なります)	¥3,150
本人の戸籍謄本 (全部事項証明書)	本籍地の役所	¥450
本人の住民票 (本籍地の記載があるもの)	住所地の役所 (各市町によって異なります)	¥300
本人の 登記されていないことの証明書	法務局 (本局のみ)	¥300
補助人候補者の住民票 (本籍地の記載があるもの)	住所地の役所 (各市町によって異なります)	¥300
補助開始申立手数料 (収入印紙)		¥800
代理権付与申立手数料 (収入印紙)		¥0～¥800
同意権付与申立手数料 (収入印紙)		¥0～¥800
登記手数料 (収入印紙)		¥2,600
郵便切手		¥5,040
精神鑑定費用 (原則、実施されません)		¥0
合計	下限概算 上限概算	¥12,940 ¥14,540

補助人がしてくれること



同意権 取消権

申立ての範囲内で家庭裁判所が認める重要な法律行為(民法13条1項所定の行為)を、本人が補助人の同意を得ないでおこなった場合は、補助人はその法律行為を取消することができます。ただし、補助人に同意権を与えるとき(同意権付与申立て)は本人の同意が必要になります。

代理権

補助人は、申立ての範囲内で家庭裁判所が認める法律行為を本人に代わっておこないます。ただし、補助人に代理権を与えるとき(代理権付与申立て)は本人の同意が必要になります。

身上配慮義務

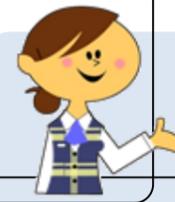
補助人には、本人の意思を尊重し、本人の心身の状態、生活状況に配慮する義務が課せられています。
(※これは、実際に介護労働をする義務ではありません。)



民法13条1項所定の行為

補助人には、本人がおこなうこれらの行為について、家庭裁判所が認めたものに限り同意権が与えられています。

- ①貸した土地、建物、お金を返してもらったり、これらを他人に貸したりすること
- ②お金を借りたり、他人の保証人になること
- ③不動産や高価な財産の売買や、貸したり、担保をつけたりすること
- ④訴訟を起こすこと
- ⑤贈与や和解をしたり、仲裁契約をすること
- ⑥相続を承認、放棄したり、遺産分割をすること
- ⑦贈与や遺贈を断ったり、何かを負担することを条件とした贈与や遺贈を受けを承諾すること
- ⑧新築、改築、増築、大修繕の契約をすること
- ⑨宅地を5年以上、建物を3年以上、動産を半年以上にわたって貸す契約をすること

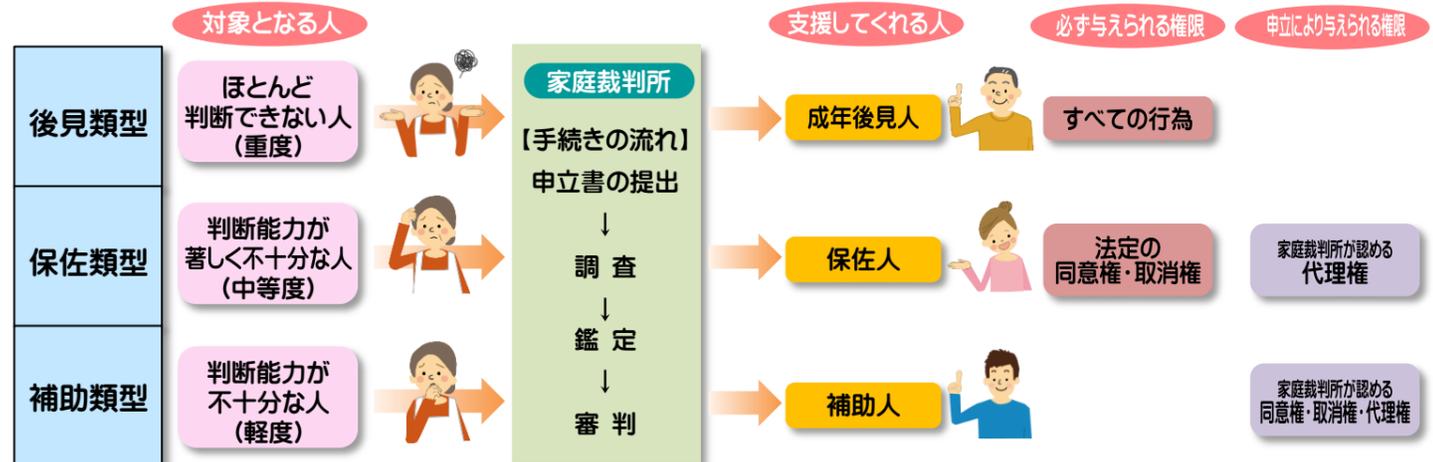


法定後見制度

法定後見制度の概要

法定後見制度とは、すでに判断能力が不十分な方のために、本人、配偶者、四親等内の親族などが家庭裁判所に申立てをすることによって、適任と思われる成年後見人等*を家庭裁判所に選んでもらう制度です。なお、法定後見制度は本人の判断能力の程度によって「後見」「保佐」「補助」の3つの類型に分かれており、本人の事情に応じた制度を利用できるようになっています。

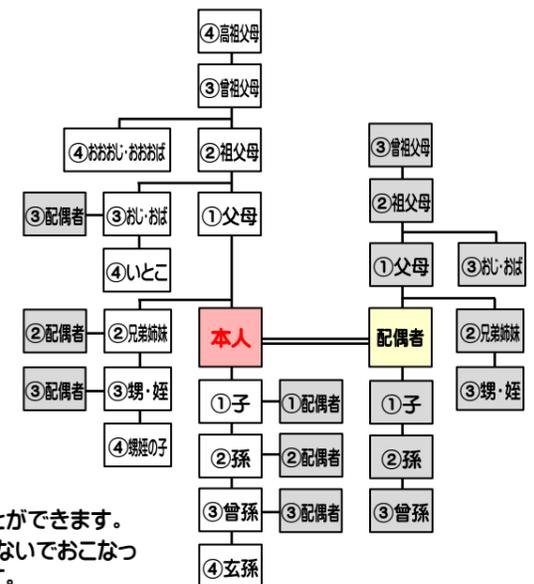
※成年後見人等＝「成年後見人、保佐人、補助人」(以下同じ)



申立てできる人と成年後見人等の権限の範囲

	後見	保佐	補助
家庭裁判所に申立てできる人	本人、配偶者、四親等内の親族など(右図参照)		
申立てにおける本人の同意	不要		必要
同意権取消権	権限の範囲	すべての法律行為	民法13条1項に定める行為
	本人の同意	日常生活に関することは除く	
代理権	権限の範囲	申立ての範囲内で家庭裁判所が認める法律行為	
	本人の同意	不要	必要

四親等内の親族(四親等内の血族)及び三親等内の姻族



同意権 取消権

●成年後見人は、本人がおこなった法律行為について取消することができます。
●本人が保佐人、補助人の同意を要する行為について同意を得ないでおこなった場合は、保佐人、補助人はその行為を取消することができます。

代理権

●成年後見人等は、付与された権限の範囲内で、本人に代わって契約などの法律行為をします。



法定後見制度 ①後見

対象となる人

ほとんど判断できない人
(民法7条:精神上の障害により事理を弁識する能力を欠く常況にある者)

成年後見人の権限

すべての法律行為について取消したり代理でおこなうこと
(ただし、日用品の購入など日常生活に関することは取消したりできません)

後見 開始事例

①本人の状況:重度の認知症 ②申立人:長男 ③成年後見人:司法書士A氏



【概要】

本人は約5年前から認知症を発症し、判断能力、記憶力などが低下しています。現在では、日常生活の意思決定や、家族との意思疎通も困難な状況で、特別養護老人ホームへ入所しています。
昨年、夫が亡くなりましたが、不動産や預金などの財産は夫名義のままとなっています。しかし、本人の現在の状態では遺産分割の協議ができないため、後見開始の申立てをおこない、家庭裁判所の審理を経て本人について後見が開始されました。
なお、後見開始の審判申立ては長男がおこないましたが、子供や親族はいずれも遠方に住んでおり、成年後見人の職務をおこなうことが困難であるため、家庭裁判所より成年後見人として司法書士A氏が選任されました。

後見開始の審判申立ての費用

必要書類等	書類等取得・購入窓口	料 金
後見開始申立書一式	家庭裁判所 かさおか権利擁護センター	¥0
診断書	かかりつけの医療機関 (医療機関によって異なります)	¥3,150
本人の戸籍謄本 (全部事項証明書)	本籍地の役所	¥450
本人の住民票 (本籍地の記載があるもの)	住所地の役所 (各市町によって異なります)	¥300
本人の 登記されていないことの証明書	法務局 (本局のみ)	¥300
成年後見人候補者の住民票 (本籍地の記載があるもの)	住所地の役所 (各市町によって異なります)	¥300
後見開始申立手数料 (収入印紙)		¥800
登記手数料 (収入印紙)		¥2,600
郵便切手		¥4,000
精神鑑定費用 (家庭裁判所の判断により不要になる場合があります)		¥0~ ¥50,000
合 計	下限概算 上限概算	¥11,900 ¥61,900

成年後見人がしてくれること



取消権

成年後見人には、本人がおこなった法律行為について取消す権限が与えられています。例えば、本人が悪徳商法の被害に遭った場合など、その契約を取消すことができます。

代理権

成年後見人は、本人の財産管理について全面的な代理権が与えられています。また、医療・介護サービス等の利用契約を本人に代わっておこないます。

身上配慮義務

成年後見人には、本人の意思を尊重し、本人の心身の状態、生活状況に配慮する義務が課せられています。
(※これは、実際に介護労働をする義務ではありません。)

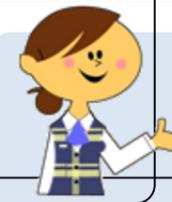


後見制度支援信託について

後見制度支援信託は、本人の財産のうち、日常的な支払いをするのに必要十分な金銭を預貯金等として成年後見人が管理し、通常使用しない金銭を信託銀行等に信託する仕組みです。なお、信託財産は、元本が保証され、預金保険制度の保護対象にもなります。(信託できる財産は金銭に限られます。)

後見類型では、家庭裁判所の指示により、この制度を利用しなければならない場合があります。

※保佐、補助及び任意後見は対象外です。



法定後見制度 ②保佐

対象となる人

判断能力が著しく不十分な人
(民法11条:精神上の障害により事理を弁識する能力が著しく不十分である者)

保佐人の権限

●民法13条1項に定める行為について同意したり取消したりすること
●申立ての範囲内で家庭裁判所が認める法律行為を代理でおこなうこと
(ただし、日用品の購入など日常生活に関することは取消したりできません)

保佐 開始事例

①本人の状況:統合失調症、認知症 ②申立人:長男 ③保佐人:長男



【概要】

本人は統合失調症ですが病状は落ち着いており、2年前に夫を亡くしてからは一人暮らしを続けていました。日常会話も比較的スムーズで、排泄や身支度等も自分でできる状態です。しかし、最近になって物忘れが度々あるなど、認知症の症状も見られるようになり、預金通帳や大事な書類をどこにしまったか分からなくなったり、買い物の際に計算ができず、支払時にトラブルを起こすようになりました。そこで、このまま一人暮らしを続けていたら悪徳商法に騙される危険性も高いため、この度、長男と同居することになり、今まで住んでいた自宅の土地と建物を売却することになりました。
保佐開始の審判申立ては長男がおこない、あわせて土地、建物を売却することについての代理権付与の審判申立てをしました。その後、保佐人として長男が選任され、保佐人である長男が本人に代わって自宅を売却しました。

保佐開始の審判申立ての費用

必要書類等	書類等取得・購入窓口	料 金
保佐開始申立書一式	家庭裁判所 かさおか権利擁護センター	¥0
診断書	かかりつけの医療機関 (医療機関によって異なります)	¥3,150
本人の戸籍謄本 (全部事項証明書)	本籍地の役所	¥450
本人の住民票 (本籍地の記載があるもの)	住所地の役所 (各市町によって異なります)	¥300
本人の 登記されていないことの証明書	法務局 (本局のみ)	¥300
保佐人候補者の住民票 (本籍地の記載があるもの)	住所地の役所 (各市町によって異なります)	¥300
保佐開始申立手数料 (収入印紙)		¥800
代理権付与申立手数料 (収入印紙)		¥0~¥800
同意権拡張申立手数料 (収入印紙)		¥0~¥800
登記手数料 (収入印紙)		¥2,600
郵便切手		¥5,040
精神鑑定費用 (家庭裁判所の判断により不要になる場合があります)		¥0~ ¥50,000
合 計	下限概算 上限概算	¥12,940 ¥64,540

保佐人がしてくれること



同意権 取消権

重要な法律行為(民法13条1項所定の行為)について、本人が保佐人の同意を得ないでおこなった場合は、保佐人はその法律行為を取消すことができます。

代理権

保佐人は、申立ての範囲内で家庭裁判所が認める法律行為を本人に代わっておこないます。ただし、保佐人に代理権を与えるとき(代理権付与申立)は本人の同意が必要になります。

身上配慮義務

保佐人には、本人の意思を尊重し、本人の心身の状態、生活状況に配慮する義務が課せられています。
(※これは、実際に介護労働をする義務ではありません。)



民法13条1項所定の行為

保佐人には、本人がおこなうこれらすべての行為について同意権が与えられています。

- ①貸した土地、建物、お金を返してもらったり、これらを他人に貸したりすること
- ②お金を借りたり、他人の保証人になること
- ③不動産や高価な財産の売買や、貸したり、担保をつけたりすること
- ④訴訟を起こすこと
- ⑤贈与や和解をしたり、仲裁契約をすること
- ⑥相続を承認、放棄したり、遺産分割をすること
- ⑦贈与や遺贈を断ったり、何かを負担することを条件とした贈与や遺贈を受けることを承諾すること
- ⑧新築、改築、増築、大修繕の契約をすること
- ⑨宅地を5年以上、建物を3年以上、動産を半年以上にわたって貸す契約をすること